

寒川町選挙管理委員会告示第 13 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙における帰国した在外選挙人に係る期日前投票を行う場所は次のとおりとする。

建物の名称	所在地
寒川町民センター展示室	寒川町宮山 165 番地

令和 8 年 1 月 27 日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光